平成２５年（再イ）第２４号
青森市西大野４丁目８番地３
再生債務者　山本　大将
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月24日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月26日まで
平成26年１月29日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２５年（再イ）第１９号
香川県高松市上林町550番地６
再生債務者　柳橋　　昇
1　決議に付する再生計画案　平成26年１月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年２月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年２月26日まで
平成26年１月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２５年（再イ）第３２号
奈良県桜井市大字吉備32番地の18
再生債務者　髙橋　　寛
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成26年１月27日　　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１号
大分県中津市大字永添2636番地106
再生債務者　井上　公敏
1　決定年月日時　平成26年１月29日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年２月26日まで
4　一般異議申述期間　平成26年３月12日から平成26年４月２日まで
大分地方裁判所中津支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第５号
岩手県北上市里分８地割236番地７
再生債務者　菅原　智章
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月19日まで
平成26年１月29日
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（再ロ）第１６号
堺市北区新金岡町２丁１番４―106号
再生債務者　細道ッチ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年１月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年２月25日まで
平成26年１月28日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１００５４号
東京都江戸川区松島３―２―８―B403
再生債務者　佐々木健一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年12月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００７０号
東京都杉並区高円寺南５―31―12
再生債務者　佐藤　文夫
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月10日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第１００８３号
東京都板橋区稲荷台29―５
再生債務者　松葉　　貴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再ロ）第４号
長野県千曲市大字内川1259番地５
再生債務者　高橋　広己
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月29日　長野地方裁判所上田支部

平成２５年（再ロ）第１５号
大阪府高石市千代田６丁目12番80―1007号
再生債務者　山本　美樹（旧姓金丸）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月28日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２５年（再ロ）第１号
香川県高松市生島町89番地５
再生債務者　奥村　嘉浩（旧姓西井）
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年１月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年１月29日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

企業年金基金清算結了公告

当企業年金基金は、平成26年１月27日関東信越厚生局長の承認により清算を結了したので、確定給付企業年金法施行令第63条第２項の規定に基づき公告します。
平成 26 年２月６日
東京都渋谷区渋谷３丁目25番18号
トランス・コスモス企業年金基金
清算人　名倉　英紀

企業年金基金清算人退任公告

当企業年金基金は、平成26年１月27日をもって清算結了の承認を受けたので、企業年金基金令第59条により公告します。
1．清算人氏名　名倉　英紀
2．住所　東京都渋谷区渋谷３丁目25番18号
平成 26 年２月６日
トランス・コスモス企業年金基金

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。
合併効力発生日は平成二十六年四月一日であり、合併に関する資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）https://kessan.info/985172511.html
（乙）https://kessan.info/988981699.html
（丙）https://kessan.info/989766408.html
平成二十六年二月六日
東京都墨田区石原四丁目二五番一二号
（甲）株式会社セルメスタ
代表取締役　熊倉　利和
東京都墨田区石原四丁目二五番一二号
（乙）株式会社ファセリア・ホールディングス
代表取締役　熊倉　利和
東京都墨田区石原四丁目二五番一二号
（丙）株式会社健康バスケット
代表取締役　水原　正義

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
十両社の効力発生日は平成二十六年四月一日であり、合併に関する株主総会の承認決議は平成二十六年一月二十四日に終了しております。
本合併に際し、甲は効力発生日をもって商号を株式会社八興と変更いたします。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年十二月十日
掲載頁　九十二頁（号外第二六号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十六年二月六日
徳島県徳島市新町橋一丁目三二番地
（甲）株式会社徳島デパート
代表取締役　森竹　捷乃
徳島県徳島市金沢一丁目三番三号
（乙）有限会社八興
代表取締役　森竹　二郎